

保護者名		児童①		(歳)	児童②		(歳)	児童③		(歳)
【基本指数】『保育を必要とする事由』										
事由	類型	細目・形態			指数	父	母	備 考		
①	就労	月64時間以上の 就労(常態) がある場合	月160時間以上		10			●就労時間は休憩時間も含む ●勤務先が複数の場合は、それぞれの 労働時間を合算する ●自営業の資料 (①税申告書②営業許可書③開業届 ④専従者給与が確認できるもの⑤そ 他営業を確認できるもの)		
			月140時間～159時間		9					
			月120時間～139時間		8					
			月90時間～119時間		7					
			月64時間～89時間		6					
		自営業で資料の提出が確認できない場合(内職・委託等含む)				5				
	単人でW-2提出がある方			10						
②	妊娠出産	産前8週・産後8週以内※出産(予定)日： 年 月 日			8					
③	疾患	入院	長期入院(1ヵ月以上)(診断書：G)		10			●保育必要量は申請内容により判断 する。(標準時間・短時間) ●同居していない親族の看護・介護 は対象外		
			常時臥床、感染症、難病(診断書：G)		10					
			安静を要するもの(診断書：F)		9					
		通院	精神等、長期加療を要するもの(診断書：E)		10					
			育児(日常生活)不可能(診断書：C・D)		9					
			育児(日常生活)困難(診断書：B)		8					
			育児(日常生活)に支障ない(診断書：A)		6					
	障がい	身体障害者手帳1・2級/精神障害者保健福祉手帳1・2級/療育手帳A1・A2				10				
		身体障害者手帳3級/精神障害者保健福祉手帳3級/療育手帳B1・B2				7				
		身体障害者手帳4級/自立支援医療受給者証				5				
④	看護 介護	入院付添	月20日以上		10			●保育必要量は申請内容により判断 する。(標準時間・短時間) ●同居していない親族の看護・介護 は対象外		
			月15日～19日		8					
			月14日以下		6					
		同居親族を常時介護・看護している(診断書：E・F・G)				10				
		同居親族の介護・看護に協力している(診断書：C・D)				9				
		日常生活はできるが、介護、看護、通院等を常態とする(診断書：A・B)				7				
		上記以外の看護・介護				5				
⑤	災害復旧	災害によって自身の家屋等が災害を受け、その復旧にあたっている者			※			●罹災証明書		
⑥	求職活動	求職活動または起業準備を行っている場合			3					
⑦	就学	大学、専修学校、職業 訓練校	月160時間以上		10			●お稽古等の就労につながらないも のは対象外 ●時間割等の提出		
			月140時間～159時間		9					
			月120時間～139時間		8					
			月90時間～119時間		7					
			月64時間～89時間		6					
⑧	虐待	児童虐待を回避する上で、保育が必要である旨の通知がある場合			※			●関係機関からの依頼、通知が必要		
	DV等	DV等被害のため家庭内保育が困難であると認められる場合			※			●関係機関からの依頼、通知が必要		
⑨	育休	育休取得時にすでに施設を利用している児童がいて、継続利用が必要 ※ 復職(予定)日：R 年 月 日			8			●新規申込児童は就労として取扱う ●就労証明書等で育休期間の記載が必要		
基本指数 小計①						0	0			

【調整指数】優先利用に係る加算・減算						
区分	事 由	指数	父	母	備 考	
保 護 者	生活保護世帯	10			●生活保護受給証明書の提出が必要	
	ひとり親世帯(児童扶養手当受給世帯または離婚調停中)	10			●離婚調停中ということが分かる資料	
	準ひとり親世帯(保護者の一方が県外・離島で就労)	8			●住所が確認できる書類で確認	
	母親が18歳以下である	5				
	障がい者のいる世帯	5				
児 童	在園児(転園希望除く)	5				
	きょうだい同時利用(同一の保育所希望)	3				
	発達支援保育対象児童	5				
	校区の保育施設を希望する5歳児(選考時点で校区内に住所を有する)	3				
就 労 等	保育園又は放課後児童クラブで就労している	5				
	希望する施設に入園できない場合は、育児休業の延長も許容できる	-20				
世 帯	保育料滞納世帯(同世帯に在園児又は卒園児がいる)				※未納月数×-2点	
	社会的養護が必要な児童	30				
	村長が特に保育が必要と判断した場合	10				
調整指数 小計②						

選考点数							
(父)基本		+	(母)基本		+	調整指数	
						=	合計

保育必要量 ※④看護・介護 ⑤災害復旧 ⑦就学 は証明書等で判断する							
標準	① 就 労 (120 時 間 以 上 / 月) ② 妊 娠 ・ 出 産 ③ 疾 病 ・ 障 が い ④ 虐 待 ・ DV 等						
短	①就労(64時間以上120時間未満/月) ⑥求職活動 ⑨育休						

記入者		確認	
-----	--	----	--